兵庫県公報

令和８年11月17日　火曜日　　第 772 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）…… 1
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…… 1
○ 同　　上（同）…… 2
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の住所の変更（住宅政策課）…… 3

公　　告

○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）…… 3
○ 都市計画の案の縦覧（都市計画課）…… 3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 5
○ 同　　上（同）…… 6
○ 落札者等の公示（物品管理課）…… 7
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）…… 8
○ 同　　上（但馬県民局）…… 8

告　　示

兵庫県告示第1153号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

朝来市生野町円山字屋敷215、216の１、216の２、217の１、217の２、221、224から227まで

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1154号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定区域

区　域　名	市郡名	区町名	町　大　字　名	小　字　名	地　　番
筑紫が丘	神戸市	北　区	山田町下谷上	けかち谷	２番39の一部、２番43から２番46まで、２番48の一部、７番８
			山田町小部	東　山	１番91の一部
			大　脇　台		１番67の一部、１番85の一部、３番８の一部

兵庫県告示第1155号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小　字　名	地　　番
高　井	美方郡	香美町	村岡区高井	保衣ケ谷	37番２の一部
				家　ノ　上	40番の一部、41番、42番から45番までの各一部、62番１、62番２、63番１の一部、63番２、63番３の一部、64番、65番、66番１、66番２、67番１、67番２、68番から73番まで、74番１、74番２の一部、75番から78番まで、79番１、79番２、69番地先のキシ、40番から67番２に至る地先の道路敷の一部、71番から74番２に至る地先の道路敷、78番から79番２に至る地先の道路敷、43番地先の水路敷の一部、45番から72番に至る地先の水路敷の一部、62番２から63番３に至る地先の水路敷の一部、65番地先の水路敷、68番地先の水路敷、71番から78番に至る地先の水路敷、75番から76番に至る地先の水路敷
				西　家　下	88番の一部、89番１、89番２、90番１の一部、90番２、90番３、91番から94番まで、95番１から95番３まで、96番１の一部、96番２から96番６まで、97番から102番まで、103番１、128番の一部、98番地先のキシ、96番５地先の道路敷、93番から128番に至る地先の水路敷の一部、96番１から98番地先のキシに至る地先の水路敷の一部
				三　ノ　谷	141番の一部

兵庫県告示第1156号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第２項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の住所の変更届出があった。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	前住所	新住所	変更年月日
株式会社Ｉｓｌａ	西宮市段上町１丁目10番28号	西宮市上大市２丁目19番11号 サングレイス１Ｆ	令和８年５月18日

公　　告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の２の９の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の３第１項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　名称　株式会社リバイト
　代表者の氏名　代表取締役　坂　本　貴　志
　住所　神戸市中央区磯辺通三丁目１番２号10階
２　特定建築物等の名称及び所在地
　名称　淡路釜口宿泊・温泉施設計画新築工事　Ａ区画
　所在地　淡路市釜口字下土井642番他
３　準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
　縦覧場所　まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
　縦覧期間　令和８年11月17日から同月30日まで
４　意見書の提出期間及び提出先
　提出期間　令和８年11月17日から同月30日まで
　提出先　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県まちづくり部都市政策課

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第２項において準用する同法第17条１項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

また、都市計画法第17条第２項の規定により、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を以下の提出方法により提出すること。

令和８年11月17日

兵庫県
上記代表者　兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　都市計画の種類及び名称
　東播都市計画道路
　3.3.420二見稲美三木線
２　都市計画を変更する土地の区域
　加古郡稲美町字高薗、字千波ノ下
３　都市計画の案の縦覧期間
　令和８年11月18日(水)から同年12月２日(水)まで
４　縦覧場所
　兵庫県まちづくり部都市計画課及び稲美町地域整備部都市計画課
５　意見書の提出
⑴　提出期限
　令和８年11月18日（水）から同年12月２日（水）まで
⑵　提出方法
・持参又は郵送による提出
　住所、氏名を記載し、神戸市中央区下山手通５丁目10番１号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。
・インターネットによる提出
　「兵庫県電子申請システム（ｅ－ひょうご)」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。
　アドレス：https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7079
　ＱＲコード

６　ホームページへの掲載
　都市計画案は兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/toshikeikakunoann.html）に掲載する。
７　問合せ先
　兵庫県まちづくり部都市計画課
　電話（078）362－4307

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　イオンモール姫路大津
　所在地　姫路市大津区大津町２丁目56番地、55番地
２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　名称　　住所　　代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社　　東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　　笹　田　賢　一

３　変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町１丁目２番１号	三　宅　英　木
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南１丁目11番５号	野　口　　実
ローカスト株式会社	大阪市中央区道修町３丁目６番１号	井　上　英　隆
外49者		

⑵　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町１丁目２番１号	村　上　竹　司
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南１丁目11番５号	服　部　喜一郎
ローカスト株式会社	大阪市中央区道修町３丁目６番１号	小　路　順　一
外46者		

４　変更年月日

令和８年６月２日外

５　届出年月日

令和８年10月30日

６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

⑵　縦覧期間

令和８年11月17日から４月間

７　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

令和９年３月17日

⑵　提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　イオンモール伊丹昆陽

所在地　伊丹市池尻４丁目１番１号外

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番５号	窪　田　　博

３　変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

⑴　変更前

入口４箇所、出口４箇所
⑵　変更後
入口３箇所、出口５箇所
４　変更年月日
令和８年11月19日
５　届出年月日
令和８年10月29日
６　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
⑴　縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
⑵　縦覧期間
令和８年11月17日から４月間
７　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限
令和９年３月17日
⑵　提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　イオンモール加西北条
所在地　加西市北条町北条字鳥居元323－３外
２　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	米　山　学　朋
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町１番１号	山　田　　昇

３　変更事項
⑴　大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	大　山　一　也
外１者		

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	米　山　学　朋
外１者		

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア　変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町１丁目２番１号	三　宅　英　木

株式会社キタムラ	高知市本町４丁目１番16号	浜　田　宏　幸
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町３丁目６番１号	井　上　隆　太
外34者		

イ　変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町１丁目２番１号	村　上　竹　司
株式会社キタムラ	高知市本町４丁目１番16号	福　本　和　宏
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町３丁目６番１号	児　島　宏　文
外32者		

4　変更年月日
　令和８年６月４日外
5　届出年月日
　令和８年10月29日
6　届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
　⑴　縦覧場所
　　兵庫県まちづくり部都市計画課
　⑵　縦覧期間
　　令和８年11月17日から４月間
7　意見書の提出期限及び提出先
　⑴　提出期限
　　令和９年３月17日
　⑵　提出先
　　兵庫県まちづくり部都市計画課
　　〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和８年11月17日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

1　落札に係る物品の名称及び数量
　ペーパーレス会議システム一式（賃貸借）
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　兵庫県出納局物品管理課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
3　落札者を決定した日
　令和８年10月28日
4　落札者の名称及び住所
　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社　神戸支店
　神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号
5　落札金額
　1,628,990円（月額・税込）
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　入札公告をした日
　令和８年９月18日

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　赤穂市尾崎字明神木3158番80
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　姫路市飾磨区野田町153番地
　オーエイハウジング株式会社　代表取締役　横　山　英　人
３　許可年月日及び許可番号
　令和８年９月29日
　兵庫県指令中播（姫土）（建）第１－15－３号（７赤穂）

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和８年11月17日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　朝来市和田山町弥生が丘６番１、８番１
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　神戸市兵庫区新開地五丁目３番26号
　株式会社山本幸次郎商店　代表取締役　山　本　　稔
３　許可年月日及び許可番号
　令和８年10月30日
　兵庫県指令但馬（豊土）（建）第１－５－２号（６朝来）